

令和5年11月29日

第6回総会議事録

長岡市農業委員会

第 6 回総会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 11 月 29 日（水曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 26 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 27 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 28 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画案について
 - 日程第 3 報告第 5 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (22 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (2 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主査 木村 秋津、主査 岡村 太地、
主事 土田 まりあ

開 会（午後 2 時 00 分）

- 山田事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。
- 議長 (あいさつ)
これより第 6 回総会を開催いたします。
総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。
- 山田事務局長 欠席届が議席番号 9 番、長谷川惣市委員、11 番、田中豊委員から提出されております。出席委員は 24 名中 22 名であり、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。
以上です。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号12番、渡邊義浩委員、13番、本田栄一委員を指名いたします。
- 日程第 2 議案第26号 農地法第 3 条の許可申請について
議長 日程第 2、議案第26号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
広沢係長 ご説明申し上げます。
議案書の 3 から 7 ページをご覧ください。
今月の 3 条許可申請は21件でございます。
1 から17番は売買による所有権移転、18から21番は贈与による所有権移転であります。
担当委員による現地調査の結果は、いずれも問題なしということです。
農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第26号 農地法第 3 条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。
- 議案第27号 農地法第 4 条の許可申請について
議長 議案第27号 農地法第 4 条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
広沢係長 ご説明申し上げます。
議案書の 9 ページをご覧ください。
今月の 4 条許可申請は、寺泊地域 2 件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において11月21日までに現地確認を実施しております。

1番、寺泊下桐の畑について、農家住宅、農作業場及び農機具格納庫敷地として利用するものです。議案資料17、18ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊下桐地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が農家住宅、農作業場及び農機具格納庫建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、寺泊野積の畑について、農機具格納庫、農業用施設敷地として利用するものです。議案資料19ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が農業用施設敷地であることから、例外的に許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第27号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第28号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第28号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

広沢係長 まず初めに、議案書の11ページの1番ですが、譲渡人の名字がかすれておりました。「土」の右上に点がある「土」を記載しておいてください。

続いて、3番の寺泊北曾根の案件ですが、申請内容に変更が生じたため、来月以降に審議いただく案件となります。今回につきましては、3番を除外して審議をお願いします。議案書につきましては、3番に斜線を記入しておいてください。

今月の5条許可申請は、議案書の11、12ページです。与板地域1件、長岡地域3件、栃尾地域1件の計5件でございます。

1番、与板町与板の田について、貸し車両置場及び貸し資材置場用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和5年12月1日から令和6年6月30日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用面積が既存施設の面積の2分の1を超えないものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、鉢伏町の畑について、駐車場及び庭敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和5年12月30日までの計画です。申請地は、鉢伏町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用することから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4番、百束町の田について、農業用倉庫敷地として利用するため、賃借権の設定をするものです。議案資料20ページに経過説明を掲載しております。申請地は、百束町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が農業用施設敷地であることから、例外的に許可できるものであります。

5番、十日町の田について、駐車場用地として利用するため賃借権を設定するものです。工期は、令和6年3月1日から令和6年4月30日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用面積が既存施設の面積の2分の1を超えないものであるため、例外的に許可できるものであります。

6番、巻淵の田について、車両置場用地として利用するために賃借権の設定をするものです。議案資料21ページに経過説明を掲載しております。申請地は、巻淵地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない

い10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第28号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第29号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第29号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の15ページの内訳表をご覧ください。

最初に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、このたびは5件の申出がありました。いずれも譲渡人からの農地売却依頼に基づき、それぞれの地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき、成立した売買です。

次に、利用権設定・移転で33件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が33件となっています。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定(公社借入)分について、このたびは41件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、

賃借権設定が25件、使用貸借権設定が16件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは6件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が4件、使用貸借権設定が2件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の17ページから34ページにて確認をお願いします。

以上、計85件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「質問あります」と呼ぶ者あり）

議長

はい。

岩本一男委員 10番の岩本です。19ページの農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、4番から28番の利用権の設定を受ける者で一般社団法人クール・アースがあります。クール・アースの場合、主な事業は、森林の再生事業とか、再生可能エネルギー事業など、具体的にどのような事業をする予定か、分かる範囲で教えてください。

それと、備考欄に解除条件付とあります。この意味についても説明してください。

中村係長

今ご質問のありました一般社団法人クール・アースは、耕作放棄地が広がりつつある栃尾地域の山内原地区の畑地で、桐の木を植えて、肥培管理しながら、5年ごとに桐の木を切って出荷して利益を上げる計画で利用権の設定が出されたものです。規模としては、新規参入で約5ヘクタール、約3,000本を植えるものです。

備考欄の解除条件付については、農地所有適格法人以外の法人が耕作権を設定する場合、正しく農地を管理できている限りは権利が続くのですけれども、ずっと管理状況を観察していく中で、例えば荒らしてしま

ったとか、ありましたら直ちに原状復旧して利用権を解除するというような条件が今回の利用権にはついているということになります。

以上でよろしいでしょうか。

岩本一男委員 はい。

では、桐を植えて5年サイクルするということですが、苗木を販売する目的があるのですか。

中村係長 今回の件に関しては、苗木の販売は聞いておりません。三条市のほうで幼木を育てているという情報はありますが、栃尾では木を5年間育て、大体直径30から40センチぐらいになるらしいのですけれども、5年ごとに伐採して、木を出荷するという事業で聞いております。

岩本一男委員 分かりました。

議長 よろしいですか、岩本委員。

それでは、ほかに質問、ご意見はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第29号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第30号 農用地利用集積等促進計画案について

議長 議案第30号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の38ページから39ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用配分計画のうち一部新たな受け手への変更があったため、賃借権の移転をするものです。

なお、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正によって、当初貸付時の農用地利用配分計画は、農用地利用集積等促進計画に名称が変更されて移転するものです。

このたびは10件の申出があり、内容については、賃借権の移転が10件となっています。これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用集積等促進計画案は、新潟県農林公社で農用地利用集積等促進計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第30号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第5号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第5号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

 事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

 5条の届出について24件を41から46ページに、農地法の適用を受けない事実確認2件を47ページに、18条合意解約について15件を48から52ページに、利用権の解約について91件を53から65ページに、中間管理権の解約について9件を66、67ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

 以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第6回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時24分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和5年11月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	佐藤佑美	13	出	本田栄一																		
2	出	土田米藏	14	出	駒野亜由美																		
3	出	椎澤哲也	15	出	西巻郁夫																		
4	出	櫻井正広	16	出	千野俊輔																		
5	出	若井泰志	17	出	馬場義昭																		
6	出	諸橋昇一	18	出	安達隆幸																		
7	出	馬場陽子	19	出	坂詰隆																		
8	出	青柳久雄	20	出	多田好一																		
9	欠	長谷川惣市	21	出	鳥羽若一																		
10	出	岩本一男	22	出	伊丹なつい																		
11	欠	田中豊	23	出	佐藤辰也																		
12	出	渡邊義浩	24	出	中野明美																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">22人</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">議事録署名委員</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td></td> <td>渡邊義浩</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td>本田栄一</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	22人		議事録署名委員		欠席委員	人	2人		渡邊義浩	委員		計	24人		本田栄一	委員
出席委員	人	22人		議事録署名委員																			
欠席委員	人	2人		渡邊義浩	委員																		
	計	24人		本田栄一	委員																		